



記録的な大雨による災害

いわきの復旧・復興に向けて

記録的な大雨による被害

昨年の十月十二日から三日にかけて本市を直撃した台風第十九号により、本市で初めて大雨特別警報が発表され、三和地区では二日間の総雨量が四百四十八ミリメートルを超えるなど、暴風を伴う記録的な大雨となりました。

市民の皆さんの尊い命と貴重な財産を守るため、十月十一日の防災気象情報の発信とともに、早めの避難の呼び掛けを行うなど、厳重な警戒と対策に努めてきました。最大で五十七カ所の避難所に六千九百六十八の方が避難する中、夏井川等の河川の決壊などにより、多くの尊い命が失われるとともに、平地区の平窪・赤井をはじめ、好間地区、小川地区などで、広範囲にわたって床上浸水や土砂災害等に伴う住家被害などが発生しました。加えて、基幹浄水場である平浄水場の被災に伴い、約四万五千四百戸が断水となりました。

また、十月二十五日にも低気圧の影響により、半日で平年の一カ月の降水量を越えるほどの大雨に見舞われ、土砂崩れや浸水などの多くの被害がありました。

市内の主な被害状況など（令和元年12月11日現在）

- 人的被害
 - ・死者 9人
 - ・負傷者（軽傷） 31人
- 住家被害（令和元年12月8日現在）
 - ・全壊 112棟（127世帯）
 - ・大規模半壊 822棟（946世帯）
 - ・半壊 2,984棟（3,734世帯）
 - ・一部損壊（準半壊） 139棟（179世帯）
 - ・一部損壊（10パーセント未満） 915棟（999世帯）
- 農林水産業関連被害 56億8,306万円
- 商工観光施設被害 200億4,873万円
- ボランティア活動人数（令和元年12月15日現在） 8,940人

市民生活の再建に向けて

市では、早期に災害対策本部を設置し、救助・捜索に当たったほか、断水への対応、河川や道路などの応急復旧、災害廃棄物の撤去、さらには被災された方が必要とするさまざまな支援策に取り組んできました。特に甚大な被害となった平窪・赤井においては、現地対策事務所を設置し、地域状況の把握や各種情報の提供、支援物資等の配布に加え、り災証明書等の受け付けや、高圧洗浄機の貸し出しなどを行ってきました。

また、浸水による家用車の水没などで、移動手段を失った方の交通手段として、買い物支援バスの運行やカーシェアリングサービスによる車両の貸し出しなども実施してきました。

また、被災された方の生活再建に向け、市・県営住宅等の一時入居や民間賃貸住宅借上げ制度などにより、生活再建の基盤確保に取り組むとともに、被災者生活再建支援金等の支援金の支

復旧・復興に向けて

給、市税・保険料の減免など、各種支援を行ってまいります。

さらに、市社会福祉協議会と連携して開設した災害ボランティアセンターでは、ボランティアの受け入れおよび登録、被災された方とのマッチングなどを行っており、市内をはじめ全国の方から多大なご協力をいただいています。

東日本大震災からの復興・創生の途上にある本市

市議会11月臨時会を開催

いわき市議会11月臨時会が、11月22日に開催されました。今回の議会では、台風第19号に係る専決処分や、一般・企業会計を合わせて、総額228億2,851万1千円に上る補正予算などのほか、決算関連など25議案が審議され、いずれも原案のとおり可決・承認・認定されました。

復旧作業などの様子



応急復旧で土のうが積み上げられた河川の決壊箇所



山積みになっていた災害廃棄物の撤去が進む臨時集積所



浸水被害のあった地区で実施している床下消毒



浸水被害により小川支所窓口業務を小川公民館で再開

は、今回の大規模災害により、再び大きな被害に見舞われました。市では、河川や道路の早期復旧、再度の被災防止を図るための堤防の強化等の防災・減災対策の推進、さらにはあらゆる分野の被害に対する迅速な復旧と適切な支援措置などについて、国や県に要望を行うとともに、関係機関や市民・ボランティアの皆さん、民間企業などとの共創の推進により、一日も早い復旧・復興を実現し、被災された皆さんが安心して生活できる環境を取り戻せるよう取り組んでいきます。

市の主な対応など

日	対応内容
13日	○平浄水場の浸水被害による断水に伴い給水所を開設（19カ所） ※以降順次拡大
14日	○災害廃棄物の収集を開始 ○FMいわきで災害関連情報の特別番組の放送を開始 ○断水などにより一部小・中学校が休業
15日	○災害ボランティアセンターを開設 ○被災者相談総合窓口を開設 ○断水などにより一部小・中学校が休業
16日	○床上浸水範囲調査を開始 ○健康調査・被害状況調査を開始 ○義援金の受け入れを開始 ○平窪・赤井に仮設トイレを設置（15基） ※以降順次拡大
17日	○市公式ホームページに災害特設ページを開設 ○平窪・赤井で路線バスが運行再開 ○自衛隊が平四小で入浴支援を開始 ○平四小の体育館に平地区本部現地対策事務所を開設 ○小川市民運動場に災害廃棄物仮置き場を開設
18日	○り災証明書申請窓口を開設 ○災害廃棄物集積所の消毒を開始 ○休校していた小・中学校が再開（平四小は23日に再開） ○赤井公民館に平地区本部現地対策事務所を開設
22日	○買い物支援バスの運行を開始 ○り災現地調査を開始 ○カーシェアリングサービスを開始 ○高圧洗浄機の貸し出しを開始 ○市・県営住宅等の一時入居の受け付けを開始
24日	○断水解消に向けた復旧作業が完了 ○災害廃棄物運搬車両の貸し出しを開始
25日	○住宅の応急修理・民間賃貸住宅借上げ制度の受け付けを開始
11月	○り災証明書の発行を開始 ○水道料金の減免を公表 ○被害者の健康相談を開始 ○市税などの減免の受け付けを開始 ○浸水被害のあった住家の床下消毒を開始 ○支援金などの申請の受け付けを開始 ○黙とうを実施

発災の経過

日	経過内容
10月10日	○避難準備・高齢者等避難開始を発令（土砂災害・河川）を ○水防本部（各地区本部を含む）を設置
12日	○避難所を開設（36カ所） ※避難所数最大57カ所、避難者数最大3,018世帯、6,968人
15日	○避難勧告発令（土砂災害、新川、好間川、矢田川）
16日	○避難勧告発令（仁井田川横川流域、大久川、小久川）
19日	○避難勧告発令（新川平地地区、好間川、大久川） ○避難勧告発令（藤原川常磐下船尾流域）
21日	○避難指示（緊急）発令（仁井田川横川流域・戸田流域、夏井川平窪地区） ○避難指示（緊急）発令（宮川、新川、夏井川、小川流域、仁井田川、平原高野・平下神谷・平原崎）
22日	○避難指示（緊急）発令（藤原川常磐下船尾流域、蛭田川、釜戸川） ○災害発生情報発令（新川、夏井川） ○災害発生情報発令（大久川で氾濫発生）
23日	○避難指示（緊急）発令（林城・島ポンプ場周辺） ○大雨特別警報解除
25日	○避難指示（緊急）解除（河川） ○避難準備・高齢者等避難開始を発令（土砂災害・河川）
14日	○避難勧告発令（夏井川、新川、好間川、矢田川、土砂災害）
15日	○避難勧告発令（宮川、藤原川、釜戸川、仁井田川、蛭田川、新川、大久川）
17日	○避難指示（緊急）発令（大久川）
18日	○避難指示（緊急）発令（夏井川、新川、好間川、矢田川、土砂災害）
19日	○避難指示（緊急）発令（宮川、藤原川、釜戸川、仁井田川、蛭田川、新川、大久川）
20日	○災害発生情報発令（大久川で氾濫発生）
21日	○災害発生情報発令（大久川で氾濫発生）
22日	○災害発生情報発令（夏井川で越水発生）
26日	○避難指示（緊急）解除（河川） ○避難指示（緊急）解除（土砂災害）